

社会教育ガイド

3月の中央公民館事業

■ふるさとフォーラム

期日 3月8日(金)
時間 午後1時30分
内容 「横越村の民間信仰を考える」

■絵画教室

期日 3月11日(月)、25日(月)
時間 午前10時

■高齢者大学

期日 3月27日(水)
時間 午前10時
内容 閉講式



寒かつた冬も過ぎ、屋外で元気に遊ぶ子供たちの姿がちこちにみられます。また、次に挙げる子供の交通規則、子供の交通事故の多発が心配されます。親もドライバーも、次に挙げる子供の交通規則、子供たちの行動範囲もグンと広がります。

子供の行動特性

①一つのことに注意が向くと、まわりのものが目に入らなくなります。

②事故が多いのは、午後二時から六時までの時間帯です。

③自宅から事故発生地までの距離をみると、ほとんどが自家から五百メートル以内で発生しています。

子供の交通事故の特徴

①子供の交通事故の原因の大半は、道路への「飛び出し」と「車の直前直後の横断」によるものです。

②事故が多いのは、午後二時から六時までの時間帯です。

③自宅から事故発生地までの距離をみると、ほとんどが自家から五百メートル以内で発生しています。

〈子供の交通事故防止〉 習慣になるまで

何度もルールを教える

社会福事業の在り方をみ

んなで考えてみよう、横越

村社会福協議会主催による

第三回横越村社会福祉大会が

二月四日、老人福祉センター

で関係機関及び関係諸団体な

どから一三〇人余りが参加し

て盛会のうちに開かれました。

現在、我が国は人口の高齢化、人生八十年時代の到来と

いわれた一方、経済社会の変化も極めて著しく、福祉ニ

ズも多様化、複雑化し量的に

も増大してきている状況のな

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

4月より ひとり親家庭等の 医療費を助成します

社会福事業の在り方をみ

んなで考えてみよう、横越

村社会福協議会主催による

第三回横越村社会福祉大会が

二月四日、老人福祉センター

で関係機関及び関係諸団体な

どから一三〇人余りが参加し

て盛会のうちに開かれました。

現在、我が国は人口の高齢化、人生八十年時代の到来と

いわれた一方、経済社会の変化も極めて著しく、福祉ニ

ズも多様化、複雑化し量的に

も増大してきている状況のな

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。

この制度を利用できる人な

ど内容は次のとおりです。

◎対象者

(1)児童扶養手当受給者、お

よびその児童。

(2)ひとり親家庭の父または

母、およびその児童。

(3)父母、または里親以外の

者に養育される児童、お

よびその養育者。

※ただし、生活保護法、老

度・重度心身障害者医療費助成制度

も適用できます。